

令和8年 第4回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和8年4月27日(月) 午後1時28分～午後2時32分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 井上 豊	2番 佐藤 光司	3番 須藤 克美
	4番 須藤 房二	5番 萩原 幹雄	6番 岡部 雅彦
	7番 柘植 正	8番 眞砂 幸光	9番 田中 錦也
	10番 橋本 一男	11番 猿谷 健一	12番 田中 正明
	13番 塩谷 幸生	14番 宇佐美幸雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	茂木 浩之	農業振興係長	遠間ゆかり
農地係長	中島 教馨	農地係	中嶋 圭
農業振興係	石川 智美		

会議の概要

議長 ただいまから令和8年第4回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、6番岡部雅彦委員・11番猿谷健一委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和8年3月25日開催の第3回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係1件、5条関係14件につきましては、令和8年4月16日付で許可書を交付いたしました。

群馬県農業会議の第1回常設審議委員会が4月16日に前橋市のJAビルで開催され、終了後に1号役員候補者打合せ会が同所で開催され、ともに丸山会長が出席されました。

報告は以上でございます。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年4月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の3件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

8番。

8番委員 8番です。議案第1号、農地法第3条の1番、この案件につきましては、今までも何回かこの名前が出ていると思うのですが、譲渡人が終活といいますが、それをやっております。譲受人のほうの人に、今までも何回か田畑を譲り渡しているという格好でございます。場所を見ましたところ、どこの場所も譲受人の資材置場があったりなんかするようなところでありまして、特に問題はないと思われまので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第1号、農地法第3条の2番です。かなり広い農地の一角なのですけれども、所有権移転贈与ということなので、引き続き恐らくこの方が営農するのだと思いますので、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

17番委員 なければ、17番から。

議案第1号、農地法第3条の3番の案件になります。こちらは、以前でいう農地つき空き家みたいな形で、こちらは家に付随する農地ということになりまして、家庭菜園ということになります。周辺農地への影響等はないと考えられます。審議の参考をお願いいたします。

議長 それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、本議案及びこれ以降審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番の1件、以上合計3件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 4月21日に実施された申請面積1,000平米以上の4条申請2件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年4月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の5件です。受理し

た申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

8番。

8番委員 8番です。議案第2号、農地法第4条の1番と3番、4番、5番です。

1番は、この場所は県道の〇〇、場所は〇〇の〇〇のところと〇〇のところの境の〇〇なのですけれども、そこにあります〇〇の〇〇があります。その東、幾らか東南の方向に当たる場所です。今現在行くと山林になっております。昔は、この付近で梨の栽培もやっていたことがあるのですけれども、もう30年以上も前の話ですので、今山林となっております。ほかの周りの場所を見ても山林化しておりますので、特に問題はないと思います。

それから、3番、4番、5番なのですけれども、この場所は県道の〇〇です。現在、説明が事前にありましたように〇〇、その工事をしておりまして、その隣接する用地となっております。以前は本当に〇〇と書いてありましたように谷津の田んぼでありまして、一番上のほうから水がちょろちょろ流れていて、田んぼをやった形跡もあるのですけれども、その後左側に〇〇、今は右側のほうは〇〇ですか、その〇〇がありまして、〇〇の〇〇を作っていた場所です。今は、その〇〇もなくなりまして、工事も進んでいますので、周りが山林化したままになっています。隣接する農地はなくて、山林としても問題ないと思いますので、特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第2号農地法第4条の2番です。理由は申請のとおりでありまして、周りの農地に与える影響もありませんので、特に問題はないと思います。審議の参考にしてください。

以上です。

議長 ただいま委員から意見がありましたのでお含みおきください。

議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。1班に1番と2番の2件、2班に3番と4番の2件、3班に5番の1件、以上合計5件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 4月21日に実施された申請面積1,000平米以上の5条申請4件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年4月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページ記載の11件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

6番。

6番委員 6番です。議案第3号の農地法第5条関係の1番と2番です。まず、1番目なのですけれども、東側が畑になっておりまして、周辺はもう住宅地ということでありまして、特に畑等の耕作のほうには問題ないということでありまして、

あと2番なのですが、申請の理由にあるように、申請地は〇〇の工事により畑が減りまして、馬入れもないような状態でありまして、耕作は不向きということになっております。現地確認したのですけれども、特に周辺の畑等には問題ないと思われまして。審議の参考にしてください。

議長 ほかにありますか。

9番。

9番委員 9番です。議案第3号、農地法第5条の3番です。申請地は、〇〇、県道の北側でありまして、県道に面しております。受け人の会社の西隣、事務所の西隣ということでもありますので、周辺は農地と住宅が混在している地域で、周辺農地に与える影響は少ないと考えます。審議の参考にしてください。

議長 2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の許可申請の4番です。お配りの地図を

見てもらうと分かると思うのですがけれども、本人は数年前より体を病んでおりまして、しばらく休耕状態が続いていたということで、その後やっぱり体が回復のめどが立たないということで、販売に至ったという状況です。この地図の西側と北側なのですけれども、もう既に太陽光設備が設置されていまして、この状態で太陽光を設置しても、周囲への営農影響というのはないかと考えます。ご審議の参考にしてください。

議 長 ほかにありますか。

8 番。

8 番委員 8 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 6 番です。この場所は、21 日に現地調査で皆さんに見てもらったものです。場所は、〇〇、そこへ行く裏道、要するに西側の 1 本の道でして、そこのところに面しています。昔は、ここで〇〇、これをやっていた場所です。現地見ましたら、やけに道路側に近いなと実は思ったのですけれども、この中にも書いてありますように、現況の計画図を見ましたら道路から離れている。それから、取得面積の割にコンパクトにパネルの枚数も少ないのかなと思ひまして、ほかの農地に影響するものもないので、特に問題はないと思ひます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

4 番。

4 番委員 4 番です。農地法第 5 条の 9 番です。この場所は、去年かな、ここへ〇〇さんが出て、そこを許可申請を取って、今工事が始まっている場所です。その中の本当の一角です。周りは全部〇〇がそういう形で使っていて、この物件の隣は、既に本人の自宅だと思ひます。それと、南側に道路がありますけれども、市道がありますけれども、そこからまた出入りを〇〇がしているというような状態で、ほとんどもうここは何のためにこれを残したのかというような形の場所がありますので、協議の参考にしていただきたいと思ひます。

議 長 ほかにありますか。

11 番。

11 番委員 11 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条関係の 10 番です。申請地の北側は、山林化している土地で、また南側は 2025 年に太陽光発電が設置されていまして、その間の太陽光発電用地の申請地であります。畑は、現在耕作しておりません。隣接の畑も耕作しておりません。周辺には住宅がなく、農地に与える

影響はないと思われまますので、審議の参考にしてください。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条許可申請の 1 1 番です。この申請地は、昔田んぼで、〇〇に面した田んぼであった。現状は、田んぼの跡は全く見られません。一応法面のような状態であります。法面保全用地として転用はやむを得ないと考えております。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

7 番。

7 番委員 7 番です。議案第 3 号の農地法第 5 条関係の 5 番です。申請地については、もうほとんど農地が近隣にないので、何の影響もないと思うので問題ないと思うのですが、事務局の方も気がついたかどうかちょっとそこ分からないのですけれども、隣接の本当に隣に 1 軒空き家があって、その庭に俗に言う産廃というのですか、あれが、行き止まりみたいな道だからほとんど一般の人は気がつかないから、ああいうことになってしまうのだと思うのですけれども、2 トン車が通れるぐらいの道路があるからああいうことになってしまうのだと思うのだけれども、建築資材には誰が見ても思えないような、俗に言う産廃というのが一山、だんだんあれ見ていると増えていくのではないかなと思うのですけれども、農地のほうと直接関係ないと言われてしまうとそれまでなのですけれども、ちょっと目に余るようなあれがあったものですから、一応報告かたがた何とかほかの部署とも手を打ったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、あのままだと恐らく産廃が山積みになって、何で行政がもっと早く指導しなかったのかなというのはよくテレビなんかでも見受けますけれども、そのような状態にならないうちに、何とかあの状態を解消するような手を打っていただいたほうがいいのではないかと思って、一応参考としてください。

以上です。

議 長 今のは農地法上には直接関係ないのだけれども、ちょっと事務局の意見を。

事務局 現地のほうに一応私どもも行かせていただいたのですけれども、直接この申請地の場所に行けるような道というのがすぐ脇にあったのですかね。ちょっと全部民地といいますか、土地になっていて、向こう側に行く道路というのがち

よっと分からなかったので、あの旧道沿いの道から、ああ、あの奥なのだなぐらいでしか確認が取れなかったのですけれども、入っていける感じなのですか。

7番委員 2トン車ぐらいが通れる道路が入っているのです。〇〇の中を抜けて。

事務局 ああ、ちょっと東側の〇〇のところを入れていって、川側のほうから回り込む感じですかね。

7番委員 そうそう、堤防に沿って、2トン車ぐらいは入れる道路があるのです。だから、一般にこっちの〇〇のほうからは、一般の人は全然見えないし、全然見えないからああいう状態になってしまうのだろうけれどもね。今回も資材置場になるというようなことだけれども、これが資材置場というのがだんだん、だんだんああいうような形になってしまうと困るなと思って、一応参考のために、現地を見に行った感じで。

議 長 分かりました。ありがとうございます。

これ農地法の法律上は整っていますので、これを不許可にすることはできないので、転用は、この後審査班で審査してもらいますけれども、審査結果によって許可はしますけれども、7番さんは地元の委員として、ここは定期的にパトロールしてください。今言われたようなことが起こったら、速やかに事務局のほうに連絡をしてください。

7番委員 だから、もう既にそれ言っておきますよ。

議 長 いやいや、だからそれはそうなのだけれども、それで転用許可を出すわけですから、この後出す予定なので、それ以降そういうことがあった場合には、事務局のほうに連絡を下さい。お願いします。
ほかにありますか。

委 員 なし。

17番委員 なければ、17番から。

議案第3号、農地法第5条の7番と8番になります。8番に関しましては、先ほどの農地法第3条の関連になります。こちらは既に使用してしまっていて、始末書が添付されております。両方とも3種農地ということもありますし、周辺に農地はありません。全部宅地の中に囲まれた残りの農地になりますので、周辺農地への影響はないと考えるので、審議の参考をお願いいたします。

議 長 それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。1班に1番から3番の3件、2班に4番から7番の4件、3班に8番から11番の4件、以

上合計 11 件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2:03)

(書類審査)

(再開午後 2:21)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第 1 号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 2 番です。1 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 2 班。

2 班班長 8 番です。2 班に付託されました議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、2 番の 1 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3 班。

3 班班長 3 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、3 番の 1 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 1 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 2番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 8番です。2班に付託されました議案第2号は、農地法第4条の3番と4番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、5番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであります。農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。
1班。

1班班長 2番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条の関係は、1番から3番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 8番です。2班に付託されました議案第3号、農地法第5条関係は、4番から7番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、8番から11番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画（案）について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和8年4月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書4ページ記載の1、中間管理権設定関係記載の1から24番及び議案書5ページ記載の2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係1から11番記載の計35件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

それでは、お諮りします。本案について、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農地利用集積等促進計画の承認については原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することにしました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和8年第4回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

時に午後 2時32分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和8年4月27日

安中市農業委員会会長

6 番委員

1 1 番委員